

特集

差別的表現とインターネット

内野正幸

要約

差別的表現の対象となる社会的少数者としては、部落住民のほかに、一定の人種・民族や同性愛者など、さまざまなグループが考えられる。これらの人たちに対する差別や偏見を内容とし、もしくはそれを助長する差別的表現は、以前から重大な社会問題になってきたが、最近では、インターネット上に差別的表現がはらんするようになってきた。これは、サーチ・エンジンなどを使って国内外をネット・サーフィンしてみると、実感できることもある。

ネット上の差別的表現を法的に規制すべきかについては、賛否両論があるが、少なくとも部落地名情報の提供については、全国的（あるいは国際的）な規制が検討されるべきである。憲法によって表現の自由が保障されるといっても、そもそもネット上の表現行為者は、表現手段提供者たるプロバイダーによる表現削除などの指示に逆らにくい立場にある。しかし、プロバイダーに期待するだけでは、ネット上の差別的表現への対処法として不十分である。

一 差別的表現をめぐって

1 差別的表現の論じられ方

差別的表現の問題は、従来から国内や国外で、いろいろ

な形でとりあげられてきた¹⁾。これまで、日本固有の問題として重要な位置をしめてきたのは、部落差別である。ただ、この論文では、部落差別だけを重点的に扱うという方針は避けたい。というのも、本特集では、最近の部落差別事件を分析した別の論文も予定されているからである。そこで、それ以外の国内差別といえは、在日韓国・朝鮮人やアイヌ

民族への差別などのことも思い起こされる。他方、国外については、とくに黒人、ユダヤ人や先住民への差別が大きな関心事となる。もちろん、内外に共通して、障害者、女性、同性愛者などを対象とする差別的表現のことに留意する必要がある。

このような差別的表現の標的とされる人たちについては、³「不利な立場の人びと」とか、⁴「社会的少数者（マイノリティ）」といった言葉で、ひとまとめにしていることができる。もつとも、女性を少数者に属するという方は、語感としておかしい、という意見もある。しかし、ここでは、数が少ないということよりも、不利な立場におかれてきたというの方が重要となる。数の少なさという点でいえば、左ききの人やベジタリアン（菜食主義者）も、いわば少数派に属する。しかし、これらの人たちは、右ききや非ベジタリアンを中心とする社会で少し住みにくさを感じることはあるにしても、部落住民などの典型的な社会的少数者と比べた場合、差別的偏見にさらされやすかつたとはいえないであろう。

差別的表現については、最近のアメリカなどでは、hate speech（ヘイト・スピーチ）という概念の下に議論される傾向にある。この概念は、直訳風に説明すれば、（社会的少数者に対する）憎しみの言論ということになる。⁵この

ような差別的表現をめぐる問題は、古くからいろいろな文脈でとりあげられてきた。そこではとくに、九〇年代を中心に、大学キャンパスにおける差別的表現に対する規制のあり方が、議論の対象になってきた。⁶

そして今日では、まさにインターネット（以下ネットという）における差別的表現（サイバー・ヘイトとよばれることもある）のはんらんが、私の知るかぎり、英語圏の諸国や日本などで、大きな問題となっているのである。⁷

2 差別的表現の二類型

差別的表現については、その対象ないし相手方が特定人なのか不特定多数人なのかに応じて、二種類のものに区別できる。

第一は、特定の人物にむけられた差別的表現についてである。この場合の処理は、りくつの上ではわりと簡単である。それは、民法上は不法行為になるから、裁判に訴えれば、損害賠償や、場合により表現行為の差し止めを請求してかちとることができる。刑法上は、事例に応じ、名誉毀損罪、侮辱罪もしくは脅迫罪などが成立しうる。

「誰それは部落出身者である」といった発言の場合は、原則的に、プライバシーの侵害にもなる。それは、民法上は不法行為として扱える。しかし、刑法上は私事公開罪と

いうものが設けられていない。たしかに、一般論としては、プライバシー侵害を名誉毀損に見立てる可能性も残されている。しかし、名誉毀損罪は、被害者の社会的評価の低下のおそれを犯罪の成立要件とするものである。ここでの差別発言によってこのようなおそれが生じるとみることは、部落へのマイナスの評価を前提として問題が多い。(同様のことは、「誰それは同性愛者である」といった発言についてもいえる)。なお、刑法学界では、私事公開罪を新設すべきかについての議論もあるが、それは、積極的に検討されるべきであろう。

いずれにせよ、特定人への差別的表現の場合でさえ、刑事事件にもちこむのは必ずしも容易でない。被害者が被害届や告訴状を提出しても、捜査機関の側が、これは大した事件ではない、と判断して告訴状を受理しない、ということもありうるからである。もつとも、捜査機関は、法令上は、原則として告訴状を受理する義務を負っているはずであるが、もちろん、民事事件の場合は、被害者の側は、自分の力で裁判を起こすことができるが、その場合でも、民事裁判の被告とすべき加害者が特定できていなければならぬ、という問題がある。

第二は、部落住民一般などの不特定多数の人びとにむけられた差別的表現の場合である。この場合、特定の誰それ

が被害者であるとはいえないので、この種の差別的表現は、刑法上の犯罪や民法上の不法行為になりにくいことが多い。だからこそ、このような不特定多数人への差別的表現を法的に規制すべきかどうか、議論されてきたのである。なお、不特定多数人への差別的表現が公務員によって発せられた場合には、その態様のひどさいかんによっては、信用失墜行為(国家公務員法九九条・地方公務員法三三三条参照)として違法になりうる。ただ、そう判断された実例は、私の知るかぎり、まだ存在しない。

なお、不特定多数人への差別的表現の延長線上には、次のようなタイプのものもある。ひとつは、ナチスのかぎ十字を示す表現行為や、「アウシュヴィッツのうそ」発言(大虐殺否定発言)であり、その場合、とりわけユダヤ民族の人たちの心が傷つけられることになる。もうひとつは、特定の宗教の神様をけなす発言である。これらの表現行為と差別的表現とは、一定のグループの人たちの心を傷つける表現として、ひとまとめにすることができるとは、残念ながら、侵略戦争を正当化する発言についても、侵略された民族の人たちの心を傷つけるものとして同列扱いする余地がある。

3 差別的表現の社会的非許容性の強弱

前述した差別的表現の二類型化とは別の座標軸を設定すれば、その社会的非許容性の強弱を問題にすることができ、この強弱は、差別的表現の内容そのもののほかに、発言者の悪質度その他いくつかの要素に基づいて一応判定しうる。なお、部落差別的表現は、女性や同性愛者などへの差別的表現と比べて、その社会的非許容性に対する人びとの規範意識（建前上のそれも含む）が、より確立されたものとなりつつある、といつてよからう。たとえば、同性愛者をホモと呼んだり性的異常者とみたりすることが許しがたい差別的なことである、という意識は、人びとの間に広くいきわたっているとはいえない。

アメリカをはじめとする英語圏の諸国では、とくに九〇年代以降、言葉の使い方をめぐって、それは politically correct (incorrect) である、といった判断がなされる傾向にある。これは、直訳すれば、政治的に適正な（適正でない）〃〃ということになるが、むしろ社会的に妥当な（妥当でない）〃〃と意識した方がよからう。ここで、社会的に妥当でない〃〃表現のなかにも、社会的非許容性の強いものと弱いものがあり、そのうち強いものは、前述した hate speech と重なってくる。

女性差別的表現についても、その社会的非許容性の強弱を問題にしうる。ポルノについても、その一環としてとらえる余地があるが、ここでは、女性差別的表現とセクシュアル・ハラスメントの関係について、ふれるにとどめておく。「性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動」のことを、かりに性役割言動とよぶことにしよう。これは、そのなかの性役割発言という部分において、女性差別的表現と重なり合う。しかし、それは、男女雇用機会均等法の系列（民間企業などに適用される）の定めるセクシユアル・ハラスメントという言葉の定義には含まれない。ただ、人事院規則および文部省規定のそれぞれの系列の定めにおいては、性役割言動もこの言葉の定義に含まれる。しかも、ここでは、特定人にむけられたものだけでなく、不特定多数人にむけられたものもカバーされる。いずれにせよ、性役割発言は、部落差別的の発言などと比べて、社会的非許容性が強いとはいえない。

二 表現の自由と表現手段提供者

1 表現の自由とネットの関係

「表現の自由」（憲法二二条参照）の社会的背景について

ては、本来的状況とその現代的変容という図式で説明される傾向にある。本来的状況においては、いわば対等な市民どうしが行う意見のやりとりの場面が想定される。これに対して、現代的変容の名の下では、情報の送り手たるマスコミと、情報の受け手たる大衆との分離がすすみ、そこでは一般市民による情報の有効な発信は実現可能性の少ないものとなった、と論じられることになる。ところが、ごく最近になって、ネットの普及により、いわば思いがけず、表現の自由の妥当する本来的状況が、現実のものとしてよみがえってきたわけである。

その意味でも、ネット上の表現の自由は、原則として、ネット外の伝統的な表現の自由と同じように扱ってよいことになる。表現の自由をめぐるこれまでの法学的議論は、公権力による法的・行政的規制からの自由をおもに念頭において展開されてきた。ネット上における情報発信者による表現行為に対する公権的規制が検討される場合は、ネット外むけの既成の考え方をそのまま適用すればたりる場合が多いであろう。

しかし、プロバイダーなどとの関係では、ネットに固有の問題を検討する必要がでてくる。

2 出版物の記述例から

手元に、アメリカで出版された英語の本で、DEMOCRACY IN JAPANというタイトルのものがある。そこには、一四名の執筆者の論文が収められている。そのなかの一論文には、“tokushu buraku, specially designated hamlets”⁽⁸⁾という記述が含まれている(なお、この記述の後半部分を訳せば、「すなわち特別に指定された部落」ということになる)。

この事例は、部落差別的表現について考えるための素材ともなるが、ここでは、それを手がかりにして、出版物における執筆者の地位について検討してみたい。

思うに、この事例において、アメリカの出版社はさておき、本の日本人編集者は、執筆者に対して記述の改訂を指示できたはずである。そのさい、執筆者は、「表現の自由」をたてにとつて指示を拒むことができる立場におかれていない。まさに編集者の側は、りくつの上では、その論文の収録を拒むことさえできる強い立場にあるわけである。実際には、前述の記述は、そのままになっているが、かりにその問題性が指摘された場合には、編集者も責任を追及される可能性がある。

より一般的にいえば、執筆者は、編集者や出版社との関

係において、一面で、自分の「表現の自由」をかなり尊重してもらえとはいえず、他面で、前述したような意味で、いわば法的に弱い地位におかれている。同様のことは、広告掲示者や新聞投稿者などの表現行為者と、掲示板管理者や新聞社などの表現手段提供者との関係一般、という形で語ることもできよう。以上は、ネット外の表現に関する話であるが、似たようなことは、ネット上の表現についても妥当しよう。

3 ネット上の表現手段提供者

ネット上の表現手段提供者としては、接続業者としてのプロバイダーや、Eメール送受信のサービスを行う業者を別にすれば、とくに以下の二つのものを取りあげうる。

第一は、電子掲示板ないし電子会議室（いわゆるBBSすなわちBulletin Board System）の開設者である。その形態もいろいろあるが、それは、電子掲示板サービス担当のプロバイダーが開設する場合と、個人が自分のホームページに付随して開設する場合とに大別できる。実際、ネット上の差別的表現は、匿名の他人による電子掲示板への書き込みという形で行われることもある。これは、より早い時期にみられたパソコン通信による差別的表現と似た形態のものであるともいえる。それはさておき、電子掲示板

の場合は、差別的な書き込みを開設者が削除することにより、一応の対応が図れる（もちろん、この場合も、犯人捜しは容易でないが）。まさに、電子掲示板という表現手段を提供した者は「内容をコントロールする権利（編集権）を有すると考えるべき」なのである。

第二は、ホームページ開設の手段を提供するプロバイダーである。それと、表現行為者たるホームページ開設者との関係については、次のことが妥当する。「もし国や地方公共団体であれば許されないような表現の規制をプロバイダーが行った場合にも、それをただちに違法ということはできない。それゆえ、違法な表現でなくとも、社会的相当性を欠くと考えられるような表現をプロバイダーがみずからの判断で排除する自由は認められなければならない」。

その意味で、自分のホームページで情報発信しようとする者は、それをチェックしたり削除したりできるプロバイダーとの関係で、弱い立場に立っているといえる。ただ、新聞社や出版社などが寄稿者の原稿をかなりチェックできるのとは異なり、プロバイダーは、大量に発信されるネット上の情報を有効にチェックできない。プロバイダーが利用者の情報発信の場に介入できるのは、問題表現をたまたま発見した場合や外部から指摘された場合などに事実上は限られてしまう。このようにして、プロバイダーの権限は、

実際上は必ずしも強力に行使されるものとはならないが、しかし、法的にみるかぎり、プロバイダーは利用者との契約（サービス利用規約などの形をとる）に基づいて、利用者の表現行為に違法ないし不当な点があった場合、それを規制できる位置にいる、ということに留意すべきなのである。なお、架空の仮定の話としては、プロバイダーの権限行使が事実上も広範に行われるようになると、前述した本来的状況をとりもどしたはずの利用者の側の表現の自由が、もろくて弱いものになってしまうおそれもある、という¹²ことも指摘されてよからう。

以上は、ホームページ開設の手段を提供するプロバイダーの位置づけについての、一面における考え方である。ただ、他面では、この種のプロバイダーは、電子掲示板を開設するプロバイダーと比較すると、より弱い編集権しか与えられていない、ということにも留意すべきである。最近、プロバイダーに削除権限を与えるべきである、とする制度改革案が出されているが、それは、もともとプロバイダーの編集権は弱いものである、という考え方に立脚している。たしかに、りくつの上でプロバイダーは、本来、法律による明文化をまつことなく、削除権をもつていともみうるのであるが、実際の運用においては、プロバイダーは削除権を行使するのをためらう傾向にある。そこで、プロバイ

ダーの削除権を明記する法律改正が検討課題となるわけである。

三 ネット上の差別的表現

1 気づいた事例から

ネット上における差別的表現のはんらんの原因については、すでに別の論文で、心理的および物理的なハードル（妨げ）の低さなどの形で、すぐれた分析がなされている¹²ので、ここでは立ち入るのは避けたい。

ネット上の差別的表現の実例としては、アメリカでは、黒人などへの人種差別のほかに、ユダヤ人や同性愛者を対象としたものが多い、とする指摘もなされている¹³。とりあえず、その一例に言及すれば、アメリカのネットの電子掲示板において、民主党の副大統領候補にリバーマンさんが指名されたこととの関係で、ユダヤ人を侮辱したりする書き込みが行われる事例が多くなってきた、といわれている¹⁴。

以下、私がネットの検索エンジンを利用してアクセスを試みるなかで気づいたことについて述べておこう。

英語圏では、アフリカ系アメリカ人の蔑称である

niggerという言葉は、原則的に一種のタブーとしてその使用がいわば社会道徳的に禁止されている。ところが、ネットの世界では、この言葉を使ったホームページがかなり出現している。そこには、黒人をひどくけなした冗談（ジョーク）も少なからず含まれている。

日本にもどって、部落差別についてネットで検索して見たところ、私は、「特殊部落地名総鑑」という言葉とそれに見合う内容を含むウェブサイトに接することができた。そこには、奈良県、神戸市、東京都などの部落の地名がたくさん記されていた。情報発信者は、もちろん匿名である。かりに「地名総鑑」情報の提供が刑法上の犯罪であって、警察による強制捜査が試みられれば、プロバイダーを介して、犯人を特定できる場合もありうる。また、犯罪が成立しないときでも、民事上はプロバイダーにサイトの削除を命じることができるとありうる。ところが、この事例の場合は、事情が異なっている。すなわち、一般にサイト・アドレス（ドメイン名）をみれば、プロバイダー業者の名前もわかるが、このサイトでは、それは、Prohost-504というアメリカの業者だったのである。まさに、サイト作成者は、日本での追跡をのがれるために、アメリカのプロバイダーを利用してしたのである。日本語も部落問題もわからないアメリカの業者を相手にしたのである。ほとん

ど手の打ちようがない。ネット上の部落差別事件への対処法を考える場合には、このような「ずる賢い」事例のことも視野に入れる必要があるわけである。いや、「ずる賢い」というより、それは、ネット上のポルノの場合も含め、関係者のあいだでは、あたりまえの常套手段（しょうたうじゆん）になっただけかもしれない（サイバーポルノの件でつかまるのは、一部のどじな人たちにすぎないのである）。

2 ネット上の差別的表現への規制をめぐる二つの学説

手はじめに、憲法学界における消極説と積極説の例を紹介しておこう。

消極説の代表的論者の主張は、次のように要約できる。¹⁵⁾ 差別的表現にも、いくつかの類型があり、それは煽動タイプと非煽動タイプに大別できる。煽動タイプとは、「表現が人種的小数者に危害を加えることを煽動したり、人種的小数者などに対する違法な差別を煽動する内容」である場合をさす。この場合は、表現行為が「そのような違法な行為をもたらし実質的な危険性が存在して」いる、という「ブランデンバークの基準」を満たしている場合に限って、規制を及ぼすことが許される。しかし、非煽動タイプの場合については、人種的小数者の名誉を毀損したり、

人種的少数者などを侮辱する表現に対する規制については、これを憲法上正当化することは困難である」と。この主張は、差別的表現のうち煽動タイプのものについては、一定の厳しい基準を満たせばいくつの上では規制が可能になる、という例外を認めている。しかし、ネット上の煽動の場合は、現実空間における直接的な煽動の場合と比べて、この基準を満たすのは、より困難となる。その意味でこの主張は、ほぼ全面的な消極説として位置づけてよからう。

積極説の代表的論者の主張は、次のように要約できる。¹⁶⁾「ネットワーク上で差別的な表現が流通する場合には、…従来表現形態以上に深刻な被害をもたらす可能性が高く、それゆえに規制の必要性は強い」。差別表現のなかには数種類のケースがあるが、とりわけ「被差別部落の所在や人の出身地など」の「差別情報」の場合は、「一般的な差別の主張より直接的で重大な被害を関係者に与える可能性が高い」。したがって、「差別情報をネットワーク上で流通させる者に対しては、刑事罰を課してでも効果的な抑制手段が必要である」という議論は、それなりに説得力を有する」と。

これらの二つの主張のうち、前者は、ネットの内外を問わず差別的表現は原則的に規制されるべきでない、という趣旨をもっている。これに対して、後者は、ネット外の差

別的表現の場合はさておき、ネット上の差別的表現には規制がおよぼされてよい、とする色彩をもっている。そうだとすると、差別的表現への規制の可否をめぐる議論には、ネットの内外をとわないタイプのもの、ネットの特性に着目したタイプのものがありうることになる。

3 ネット上の差別的表現への対処法

思うに、ネット上の差別的表現の一定部分が規制されるべきだとすれば、同種の規制は、ネット外にもおよぼされるべきであろう。その意味で、差別的表現の一定部分は、ネットの内外をとうことなく規制されてよからう。この場合の「一定部分」についてどのように定めるかについては、少しむずかしい問題もあるが、さしあたっては、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」¹⁷⁾のなかにある差別情報の提供に対する規制を全国的に適用できる法律のレベルで設ける、ということが積極的に検討されるべきであろう。

かりに差別情報の提供が違法であるということになれば、被害者の側で、情報発信者に対して、場合によってはプロバイダーに対して、損害賠償や情報の削除を求める訴訟を起こしやすくなる。ここでも、情報発信者の特定とい

うむずかしい問題がでてくる。りくつの上では、プロバイダーを被告とする民事訴訟のなかで、被告に対する情報発信者開示命令を裁判所に出してもらおう、という方法もありうるが、そもそもこの場合にプロバイダーの民事責任を追究するのは困難な場合が多い。そこで、近い将来に新設が期待されている人権救済機関に対して強力な規制権限をあたえる、という案も大いに考えられる。

いずれにせよ、問題の解決のためには、被害者がお金をとることや差別情報を削除させることよりも、情報発信者をつきとめて、その人に人格的非難を浴びせることの方が重要である。プロバイダーに情報を削除させることに成功したとしても、悪質な情報発信者の側で、プロバイダーを変えて同種のことをくり返す、ということも考えられるからである。

そこで、差別情報の提供を犯罪として処罰する内容の法律規定を設ける、ということも積極的に検討されるべきである。というのも、刑罰の裏づけのある違法行為であつてはじめて、警察による強制捜査が可能になるからである。もつとも、かりに刑罰規定を設けたとしても、警察などが差別情報の提供を軽微な違法と見立ててしまい、きちんと動いてくれない、ということもありうる。また、犯人を捜すために警察がプロバイダーへの強制捜査にふみきつたと

しても、それが犯人以外の多数の利用者に関する情報の開示をもたらしてしまう、という問題もある、そうだとすると、捜査段階においてプロバイダーに対して犯人情報開示命令を出せるような仕組み¹⁹を法的に整備する必要もでてくるであろう。

ただ、国内のプロバイダーならまだしも、海外のプロバイダーが相手であれば、話はいつそうむずかしくなる。日本の裁判所が海外のプロバイダーに対して実効的な命令を発せるようなシステムなどを設けるためには、国際的な法規制も導入される必要がある。

注

(1) 日本語の文献としては、さしあたり、上村都「意見表明の自由と集団の名誉保護」『名城法学論集』第二五集一頁以下(一九九八)、およびその二九〇頁注(2)に掲げられた諸文献をみよ。なお、岡田仁子「差別的表現の規制—ヨーロッパ人権条約の判例から—」『阪大法学』四六巻六号二二三頁以下(一九九七)も参照。

(2) なお、Becker etc. The Contentious American Debate : The First Amendment and Internet-based Hate Speech, 14 INT'L. REV. L. COMP. & TECH. 33, 36 (2000) に「hate speech」と

「他人にひどい社会的な混乱や被害を引き起こさせることをねらった扇動的な発言を含んでいて、感情への被害をもたらすような言論」である、とされる。

- (3) 大津尚志「キャンパス内における表現の自由とその規制」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』一六号八九頁以下(一九九七)、松田浩「大学・差別・自由言論」『二橋研究』二四卷一号五三頁以下(一九九九)、および後者の論文の末尾に掲げられた小谷順子論文を参照。
- (4) なお、この八月に、ネットでアメリカのYAHOOを使って、“hate speech on the Internet”という言葉で検索したところ、ヒット件数は約三六五〇であった。ただ、学界では、このテーマを扱った文献は、まだ多くは出ていない。たとえば、注(2)所掲論文のほかに、Gosnell, Hate Speech on the Internet, 23 QUEEN'S LAW JOURNAL 369 (1998)。
- (5) 佐伯仁志「プライバシーと名誉の保護(四・完)」『法学協会雑誌』一〇一巻二二号二頁以下(一九八四)、七八〜八〇頁参照。
- (6) 藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第三卷』(青林書院、一九九六)七六六頁参照。
- (7) 上村・前掲論文の三二頁注(12)に掲げられた諸文献をみよ。なお、朝日新聞一九九八年二月二八日付夕刊による

と、フランスの裁判所は、著作のなかでユダヤ人虐殺への疑義を述べた有名哲学者に対して、罰金刑の判決を言い渡した、とされる。

- (8) Beauchamp, “Education”, in: TISHIDA & E. S. KRAUSS(eds.), DEMOCRACY IN JAPAN(1989), p.240.
- (9) 高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」同||松井茂記編『インターネットと法』(有斐閣、一九九九年)五七頁。
- (10) 松井茂記「インターネット上の表現行為と表現の自由」同書三五頁。
- (11) 日本経済新聞二〇〇〇年八月一七日付朝刊参照。また、ネット上の有害情報の規制(削除を含む)にむけた新立法の動きについては、朝日新聞二〇〇〇年九月一日付朝刊を参照。
- (12) 浜田純一「インターネットによる差別的扇動」『部落解放研究』二二六号四四頁以下(一九九九)、四八〜四九頁。
- (13) Sharkey, “The Proliferation of Hate Speech on the Internet: What can be done?” (1997), <http://wings.buffalo.edu/Complaw/Com Law Papers/sharkey.htm> による。
- (14) 日本経済新聞二〇〇〇年八月一〇日付夕刊参照。

(15) 松井・前掲論文三〇頁。

(16) 浜田・前掲論文五七～五八頁。

(17) 内野正幸「人権のオモテとウラ」(明石書店、一九九二
二〇一頁以下、および同二〇三頁注(1)に掲げられた諸
文献を参照。

(18) 高橋・前掲論文六三頁参照。

(19) 指宿信「インターネットを使った犯罪と刑事手続」『法
律時報』六九卷七号一〇頁以下(一九九七)、一三頁参照。

地域の教育改革

学級崩壊や少年事件など子どもをめぐる
諸困難と、閉ざされた学校教育の限界を
分析するとともに、地域と学校が互いの
壁を乗り越えて、協働で築く「開かれた
教育」を提唱する。

池田 寛著
解放出版社
A5判、211頁
2,000円十税

地域の
教育改革

学校と協働する教育コミュニティ

池田 寛
Izumi Iiwaki